

鳥取砂丘コナン空港第2期コンセッションの実施に向けた進捗状況について

令和6年5月21日
交通政策課

鳥取砂丘コナン空港の第2期コンセッション（以下「第2期事業」）を令和9年4月に事業開始するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）に基づく手続き等を順次行っていくこととしています。

令和5年11月27日（月）から、第2期事業の事業スキームの検討に民間事業者の意見を反映させることを目的として、実施方針（案）（事業スキーム等基本的な考え方）を提示（次頁参照：参考資料）した上で、民間事業者の意見を聴取するマーケット・サウンディング（以下「MS」）を実施し、令和6年2月29日（木）に終了しました。現在、令和6年夏期の実施方針の策定・公表を目指して、MS参加者の意見を踏まえた実施方針の検討を進めていますので、その進捗状況を報告します。

1 実施方針の検討状況

(1) MS実施結果の概要及び実施方針の検討の方向性

| 項目 | MS参加者意見の概要 | 主な具体的意見・回答理由等 | 実施方針の検討の方向性 |
|--------------|---|--|--|
| 事業期間 | 当初事業期間と県及び運営権者の合意によって延長可能な期間（合意延長期間）を合わせて、投資費用を回収できる期間が望ましい | <ul style="list-style-type: none"> 当初事業期間を20年とすることについては、適当との意見が多かったが、他空港の運営経験を有する県外企業においては、各社の大規模投資の考え方によって、適当、長い又は短いと意見が分かれた。 合意延長期間を5年（当初事業期間を加えて最長25年）とすることについては、柔軟な対応ができるよう、より長い期間を望む意見が複数あった。 | <ul style="list-style-type: none"> 当初事業期間は、20年間を予定している。 実施契約に基づく延長期間は、県及び運営権者の合意による延長5年以内（予定）に加えて、運営権者の希望を踏まえ事業期間を延長できる仕組みを検討中である。 |
| 事業範囲（賑わいの創出） | 県内企業・県外企業のほぼ全てが、積極的に取り組む意向あり | <ul style="list-style-type: none"> 「ツインポート」や「空の駅」化をはじめ、鳥取空港が国内外の旅行者に選ばれる理由付けを考えたい。 非旅客の利用促進は重要な取組みである。 | 従前の検討のとおり「空港運營業務の適正かつ確実な実施」と「賑わいの創出」を第2期事業における重要な取組みの両輪として位置づける方向である。 |
| 官民の役割分担 | 路線誘致、空港活性化、観光施策等において県の協力が必要 | 特に路線誘致は、運営権者単独での実現は難しく、自治体のトップセールス・連携が不可欠である。 | 実施方針に、県も協力することを明記する方向である。 |
| 県内企業の参画 | 県外企業の全てと、県内企業との連携は不可欠との意向あり | <ul style="list-style-type: none"> 県外企業を呼び込んで業務を実施することは難しく、県内企業との連携は大前提である。 県内企業をSPCの構成企業又は協力企業とすることを公募条件とする場合、有力な県内企業の争奪戦となることが予想される。 | 県内企業をSPCの構成企業又は協力企業とすることは公募条件にしない。ただし、鳥取空港設置管理条例に規定された事業者選定基準を踏まえ、審査において、県内企業の第2期事業への関わり方によって加点評価する方向である。 |
| 財政支援 | 望ましい仕組みであるとの回答が多数であったが、仕組みの詳細に関する質問や要望等あり | <ul style="list-style-type: none"> 除雪費支援を目的とした運営交付金（除雪支援費）は実費が望ましい。 アップサイドシェアは、運営権者の経営努力の意欲低下につながる。 アップサイドだけでなく、ダウンサイドについてもあわせて議論されるべきである。 | <ul style="list-style-type: none"> 除雪費支援費として、除雪費実績額の大部分を県が負担し、運営権者の費用負担を抑制する方向である。 アップサイドシェアは、着陸料等収入が運営権者の計画収益の105%を超過した場合に発動する想定から、発動条件（割合）を引き上げる方向である。 ダウンサイドに関し、電気料金高騰に対する支援及び航空需要変動リスクが生じた場合の支援を想定している。 |
| その他 | | <ul style="list-style-type: none"> 名探偵コナンの装飾の新規設置・更新は、県と著作権者の関係の下に成立するため県の関与が必要である。 地域共生・地域振興や危機管理を円滑に行うためには、県の協力が必要である。 | 実施方針に、県も協力することを明記する方向である。 |

2 第2期事業開始までのスケジュール（予定）

| 年度 | 主な内容 |
|-------|--|
| 令和6年度 | ● 実施方針の策定・公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の策定・公表（冬期） |
| 令和7年度 | ● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、特別目的会社（SPC）設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（2月議会） |
| 令和8年度 | ● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間） |
| 令和9年度 | ● 第2期事業開始（4月～） |

【留意点】この事業スキーム素案（実施方針（案））は決定ではなく、前頁「実施方針の検討の方向性」に沿って検討を進めます。

第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等 実施方針（案）の概要

令和5年11月27日
鳥 取 県
(交通政策課 空港振興室)

I. 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の目的

第1期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等が終了した後の令和9年4月以降においても民間事業者による空港特定運営事業及びビル施設等事業の一体的かつ機動的な運営が行われるようにするため、第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を公募によって選定し、さらなる空港管理の効率化、空港の利用促進、空港を拠点とした賑わいの創出を実現する。

II. 第2期鳥取県営鳥取空港特定運営事業等の概要

1. 事業期間

- ・ 当初20年間（合意延長による延長を含め最長25年間）とする。

2. 事業方式

- ・ 公募によって選定された民間事業者（優先交渉権者）が設立する特別目的会社（SPC）が鳥取空港ビル(株)の株式を取得する（鳥取県（以下「県」という。）が保有する株式は、全株式をSPCに譲渡する予定）。
- ・ 県は運営権者となるSPCと実施契約を締結する。

3. 事業範囲

ア 空港特定運営事業

(ア) 空港運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第1号）

- 空港基本施設等事業（施設維持管理、空港運用、着陸料等の設定・収受等）
- 空港用地・附帯施設管理業務（空港用地及びこれに附帯する施設の管理等）

(イ) 空港航空保安施設運営等事業（民活空港運営法第2条第6項第2号）

- 飛行場灯火施設等の維持管理・運営等

(ウ) 環境対策事業（民活空港運営法第2条第6項第3号）

- 騒音測定業務、滑走路利用割合に関する地元調整への協力、県が実施する空港周囲部管理事業への協力

(エ) その他附帯する事業（民活空港運営法第2条第6項第4号）

- 国際会館の運営業務（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）
- 規程の策定等
- 空港用地等及び工作物等に係る貸付事業
- 駐車場事業（施設維持管理・運営等）
- ハイジャック等防止対策に関する費用負担
- 協議会（鳥取空港の利用を促進する懇話会並びに空港の利用促進及び空の駅に関する協議会等）への参画
- 空港脱炭素化推進に関する事業・業務
- 運営権者が提案する事業・業務（空港の利用促進に関する事業、地域との連携による事業等）
- 上記以外のその他附帯する事業（滑走路西側集団移転元地等の草刈等）

イ ビル施設等事業

(ア) 国内線ターミナルビル施設事業（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）

(イ) 貨物ビル施設事業（施設維持管理、施設貸与、サービス提供等）

(ウ) 航空機給油サービス事業

(エ) グランドハンドリング事業

(オ) 空港用地内及び空港用地外において実施する任意事業

4. 利用料金の設定・収受と費用負担

- ・ 運営権者は、自ら又は運営権者子会社等をして、着陸料等、航空保安施設の使用料金、旅客取扱施設の利用に係る料金及び運営権設定対象施設の利用に係る料金等を設定・収受できる。
- ・ 運営権者は、実施契約に特段の定めがある場合を除き、「5. 運営権者に対する財政支援」に記載の県からの財政支援を受けたうえで、本事業の実施に要するすべての費用を負担する。

5. 運営権者に対する財政支援

- ・ 運営権者に対して運営交付金を交付することによって、鳥取空港の運営等に要する費用の一部を県が負担する。なお、運営交付金は、定額で交付するもの（定額交付分）と、次の実績等に応じて交付するものとの構成している。
- ・ 除雪費支援を目的とした運営交付金（あらかじめ定める固定額及び実施契約に定める条件を満たす場合に限り交付する追加交付額とで構成される。）を県が交付する。
- ・ 空港脱炭素化を促進させるため、グリーン電力（再生可能エネルギー源から生成される電力）

発電設備の新規設置・運転に係る費用の一部を県が支援する。

- ・ 空港特定運営事業に係る運営権者の実績収益が、運営権者の提案した計画収益を一定程度上回る場合、当該実績収益の一部を県に還元する仕組みを導入する。
- ・ 運営権者事由でない航空需要の著しい変動が生じた場合、県と運営権者で協議のうえ、運営交付金の増額を行う。

6. 運営権設定対象施設に対する更新投資等

- ・ 運営権者は、運営権設定対象施設について、維持管理（更新投資：更新・拡張・修繕）を行うことができる。
- ・ 運営権者は、県が実施主体となったうえで委託実施する工事等を除き、建設（新規投資）及び改修を行うことはできない。

7. 運営権等の対価

- ・ 本事業における運営権の対価は0円を基本とする。ただし、運営交付金（定額交付分）を0円と提案したうえで、0円を上回る運営権対価を提案することは妨げない。
- ・ 空港特定運営事業に係る運営権者の実績収益が、運営権者の提案した計画収益を一定程度上回る場合、当該実績収益の一部を県に還元する仕組みを導入する。【再掲】

8. 計画の策定、要求水準及びモニタリング

- ・ 運営権者は、本事業に係る計画として事業期間全体に係る全体計画、5年ごとの中期計画及び単年度計画を県に提出し、県の承認を得る。
- ・ 運営権者によるセルフモニタリングのほか、県によるモニタリング及び第三者評価等を実施し、実施契約及び事業計画に基づく事業の実施状況や要求水準の充足状況等について確認する。

9. 県と運営権者のリスク分担

- ・ 運営権者事由でない航空需要の著しい変動が生じた場合、県と運営権者で協議のうえ、運営交付金の増額を行う。【再掲】
- ・ 土壌汚染等に起因して生じる損失について、当該損失が募集要項等で規定されていなかったこと又は募集要項等で規定されていた事項が事実と異なっていたことに起因する場合、運営権者は速やかに県に通知する。この場合、県が当該損失を補償する。
- ・ 不可抗力によって本事業の遂行が困難となった場合、運営権者は、書面をもって県に通知しなければならない。県は、運営権者から当該通知を受けた場合、運営権者とその対応方針について協議する。

10. 事業の継続が困難となった場合の措置

- ・ 県事由によって契約上の義務の履行が不能となった場合、運営権者は実施契約を解除できる。
- ・ 県事由による契約解除の場合、県は、運営権を取り消すとともに、運営権者の損失を補償する。
- ・ 運営権者が、契約上の義務を履行しない場合及び要求水準違反を是正するための県からの勧告・命令に従わない等の場合、県は実施契約を解除できる。
- ・ 運営権者事由による契約解除の場合、県は運営権を取り消し、運営権者は県に違約金等を支払う。
- ・ 不可抗力が発生し、県による事業継続措置が行われる場合であって、本事業の復旧スケジュールを決定することができない場合、又は復旧スケジュールに基づく本事業の再開が不可能、若しくは著しく困難であることが判明した場合、県は実施契約を解除できる。
- ・ 契約解除の場合、運営権者は、県又は県が指定する第三者に適切な業務の引継ぎを行う。

III. 応募者の参加資格要件

- ・ 応募者は、単体企業又は複数の企業によって構成されるコンソーシアムとする。
- ・ 第一次審査書類の提出以降第二次審査書類の提出までの間、コンソーシアム構成員を追加することができる。なお、代表企業の変更は原則として認めないが、代表企業を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合は、県と協議するものとし、県が変更を認めたときはこの限りでない。
- ・ 単体企業、コンソーシアムの代表企業には、公共施設の運営等の一定の実績を求める。

IV. 今後の手続き

| 年 度 | 主な内容 |
|-------|--|
| 令和6年度 | ● 実施方針の公表（夏期）、特定事業の選定、募集要項等の公表（冬期） |
| 令和7年度 | ● 優先交渉権者の選定・公表、基本協定の締結、SPC設立（秋期） ● 運営権設定及び債務負担行為に係る議会への附議（冬期） |
| 令和8年度 | ● 実施契約の締結・公表（春期）、業務引継期間（約1年間） |
| 令和9年度 | ● 第2期事業開始（4月～） |